

## VI 退職したとき

### 1 退職（資格喪失）に伴う手続き

#### (1) 健康保険の手続き

##### 【退職後の医療保険の仕組み】

退職（任期満了）した日の翌日から、公立学校共済組合の組合員資格がなくなります。

また、他共済へ転出したときは、転出した日から組合員資格がなくなります。

資格喪失後は下記ア（常勤職員）、イ（非常勤職員）を参考に医療保険制度の手続きを行ってください。

#### ア 常勤職員の健康保険について

退職日（任期満了）の翌日から、公立学校共済組合の組合員資格が喪失します。退職後の進路により健康保険加入先が変わりますので、下表を参照ください。

非常勤職員の方の退職については☞VI-4参照

退職後の進路		健康保険加入先
A	再任用フルタイム勤務（38時間45分） 再任用短時間勤務（週20時間以上）	公立学校共済組合大阪支部
B	任期付職員及び 臨時的任用職員	
C	非常勤職員 （週20時間以上で2か月を超えて任用見込みがあり かつ賃金月額88,000円以上）	
D	健康保険制度の適用がある再就職 （他共済への転出を含む）	就職先の健康保険
E	再任用短時間勤務（週20時間未満） 非常勤職員（Cに該当しない） 健康保険制度適用のない再就職 再就職しない	①任意継続組合員（公立学校共済組合） ②国民健康保険 ③家族の健康保険の被扶養者 のいずれか

#### A：再任用フルタイム勤務(週38時間45分)・再任用短時間勤務(週20時間以上)

組合員証等	現職時の組合員証等をそのまま継続して使用できます。（注1）
扶養家族	扶養認定されている親族についても、原則、引き続き認定します。 （就職等で認定要件から外れる場合は、被扶養者認定取消申請を行ってください。）

(注1) 「組合員証等」とは、「組合員証」「組合員被扶養者証」「公立学校共済組合高齢受給者証」「公立学校共済組合特定疾病療養受領証」「公立学校共済組合限度額適用・標準負担減額認定証」「公立学校共済組合限度額適用認定証」のことを指します。

#### B：任期付職員・臨時的任用職員

##### (ア) 同一の任命権者による任用が9日以内(空白期間が8日以内)に行われる場合

前任用の終期後、次の任用の始期までの間、組合員期間は継続します。

組合員証等	現職時の組合員証等をそのまま継続して使用できます。
扶養家族	扶養認定されている親族についても、原則、引き続き認定します。 （就職等で認定要件から外れる場合は、被扶養者認定取消申請を行ってください。）

##### (イ) 同一の任命権者による任用が9日以内(空白期間が8日以内)に行われない場合 (注2)

前任用の終期後、次の任用の始期までの間、組合員期間は継続しません。

組合員証等	前任用の終期後の組合員証は、現在の勤務校又は資格担当へ返送してください。 新たな資格取得手続きにより、組合員証等を交付します。
扶養家族	組合員の新たな資格取得手続きの際に、被扶養者の認定申告が必要です。

(ウ) 異なる任命権者に任用される場合 (注2)

前任用の終期後、任用の始期までの間、組合員期間は継続しません。ただし、前任用の終了後、引き続き異なる任命権者に任用される場合、組合員証等の番号変更の手続きが必要となる場合があります。

組合員証等	前任用の終期後の組合員証は、現在の勤務校又は資格担当へ返送してください。 新たな資格取得手続きにより、組合員証等を交付します。
扶養家族	組合員の新たな資格取得手続きの際に、被扶養者の認定申請が必要です。

◎任命権者とは、大阪支部では次のように任命権者を区分しています。

府費負担教職員 (※豊能地区はそれぞれ異なる任命権者)	大阪市費負担教職員	堺市費負担教職員	政令市を除く市費負担及び 公立大学等の教職員
府費	大阪市費	堺市費	市費(注3)

(注2) 組合員期間が継続しない場合、その間に組合員証等を提示しての診療は受けられませんので、誤って受診された場合医療費等を返還いただくことになります。

(注3) 市が異なれば、異なる任命権者として扱います。

C: **非常勤職員(週20時間以上で2か月を超えて任用される見込み かつ 賃金月額88,000円以上)**

(ア) 同一の任命権者による任用が1日もあかずに行われる場合は、組合員期間は継続します。

組合員証等	現職時の組合員証等をそのまま継続して使用できます。
扶養家族	扶養認定されている親族についても、原則、引き続き認定します。 (就職等で認定要件から外れる場合は、被扶養者認定取消申請を行ってください。)

(イ) 任用が1日以上空白期間をあけて行われる(注4)または、異なる任命権者に任用される場合、組合員期間は継続しません。ただし、前任用の終了後、引き続き異なる任命権者に任用される場合、組合員証等の番号変更の手続きが必要となる場合があります。

組合員証等	前任用の終期後の組合員証は、現在の勤務校又は資格担当へ返送ください。 新たな資格取得手続きにより、組合員証等を交付します。
扶養家族	組合員の新たな資格取得手続きの際に、被扶養者の認定申請が必要です。

(注4) Bとは扱いが異なり、同一の任命権者であっても、空白期間があれば前任用の終期後、次の任用までの間、組合員期間は継続しません。(一部市費間を除く)

D: **健康保険制度の適用がある再就職(他共済への転出を含む)**

健康保険適用の有無は再就職先に確認ください。適用の場合、再就職先の健康保険が優先して適用されるため、共済の任意継続はできません。

組合員証等	組合員証等は使えなくなりますので、退職時の勤務校か資格担当へ返送してください。 資格喪失証明書が必要な場合、証返納時に◎「資格喪失証明書交付申請書」を添付し、資格担当へ提出してください。
扶養家族	組合員と同時に扶養家族も資格喪失しますので、引き続き健康保険の被扶養者として認定を希望する場合は、就職先で手続きをしてください。

E：再任用短時間勤務(週20時間未満)・非常勤職員(Cの条件に該当しない任用)・健康保険制度の適用がない再就職・就職しない

下記①～③より次に加入する健康保険制度を選択ください。

①公立学校共済組合の任意継続組合員になる（加入には要件があります☞VI-8参照）

組合員証等	退職時の組合員証等は使用できません（組合員証は切り替わります）。 事前申出をする方は、現職時の組合員証等は4月1日以降に資格担当へ返送ください。退職後に申出する方は申出書に添付してください。 任意継続組合員証は申出後、掛金の入金確認が完了次第順次交付します。
扶養家族	在職中から認定されている被扶養者については、認定を継続し、任意継続組合員被扶養者証を任意継続組合員証と併せて交付します。 ただし、組合員が任意継続組合員になると同時に、被扶養者が就職する等で認定要件を満たさなくなる場合は、任意継続組合員申出書内に扶養から外す旨を記載するか、任意継続組合員被扶養者証が届き次第、被扶養者認定取消申告を行ってください。

②国民健康保険に加入する

組合員証等	◎「資格喪失証明書交付申請書」に添付し、資格担当へ返送してください。
扶養家族	組合員と同時に扶養家族も資格喪失しますので、引き続きご家族の健康保険証が必要な場合は、国民健康保険の窓口にて確認してください。
手続き	お住まいの市区町村の国民健康保険の窓口にて、退職日より14日以内の手続きが必要です。加入には「資格喪失証明書」が必要です。 退職日以降に上記申請書を資格担当へ提出してください。資格担当に到着後、ご自宅へ証明書を送付します。

③家族が加入している健康保険の被扶養者になる

組合員証等	組合員証等は使えなくなりますので、退職時の勤務校か資格担当へ返送してください。 資格喪失証明書が必要な場合、証返納時に「◎資格喪失証明書交付申請書」を添付し、資格担当へ提出ください。
扶養家族	組合員と同時に扶養家族も資格喪失しますので、引き続き健康保険の被扶養者として認定を希望する場合は、ご家族が加入している健康保険組合等に確認してください。

## イ 非常勤（公立学校共済組合大阪支部組合員）の健康保険について

退職日（任期満了）の翌日から、公立学校共済組合の組合員資格が喪失します。退職後の進路により健康保険加入先が変わりますので、下表を参照ください。

### A：退職後、1日も空かずに下記の任用がある場合

組合員期間は継続します。

ア. 非常勤から正規職員 イ. 非常勤から任期付職員 ウ. 非常勤から臨時的任用職員

エ. 非常勤から（公立学校共済組合大阪支部加入の）非常勤

組合員証等	現職時の組合員証等をそのまま継続して使用できます。しかし、任命権者が異なる等により、職員番号が変更となる場合は、組合員証の切替えが必要です。
扶養家族	扶養認定されている親族についても、原則、引き続き認定します。（就職等で認定要件から外れる場合は、被扶養者認定取消申請を行ってください。）

### B：退職後、1日以上間をあけて任用がある場合

前任用の終期後、次の任用の始期までの間、組合員期間は継続しません。（一部市費間を除く）

組合員証等	前任用の終期後の組合員証は、現在の勤務校又は資格担当へ返送してください。新たな資格取得手続きにより、組合員証等を交付します。
扶養家族	組合員の新たな資格取得手続きの際に、被扶養者の認定申告が必要です。

### C：健康保険制度の適用がある（公立学校共済組合大阪支部以外への）再就職

健康保険適用の有無は再就職先に確認ください。

組合員証等	組合員証等は使えなくなりますので、退職時の勤務校か資格担当へ返送してください。資格喪失証明書が必要な場合、証返納時に◎「資格喪失証明書交付申請書」を添付し、資格担当へ提出してください。
扶養家族	組合員と同時に扶養家族も資格喪失しますので、引き続き健康保険の被扶養者として認定を希望する場合は、就職先で手続きをしてください。

### D：就職しない・再任用短時間勤務(週20時間未満)・非常勤職員(社会保険加入の条件に該当しない任用)・健康保険制度の適用がない再就職

加入する健康保険制度と組合員証等の手続きについては☞VI-3の①～③を参照してください。

## (2) 年金の手続き

一般組合員のみ

組合員種別は👉 I-1参照

### ① 一般組合員（公務員厚生年金）の資格を喪失(死亡退職を除く)又は転出する場合

資格喪失時の年齢等により、以下の処理を行います。提出書類は下表をご確認ください。

60歳以上で、年金の繰上げ請求を希望する方は、年金担当までご相談ください。👉 VII-5参照

	資格喪失前の任用形態	提出書類	書類の入手方法	事務処理★
ア	年金受給権が発生していない方 (64歳未満の方)	履歴書※4		年金待機者登録※1
イ	年金受給権が発生している方 (64歳以上の方及び障害年金受給者)	退職・資格変動調査票 (老齢・障害年金受給者用)	大阪支部ホームページ から様式をダウンロード	年金改定※2
ウ	他共済・他支部へ1日もあかず、 一般組合員として異動する職員	転出届書 履歴書※4	大阪支部ホームページ から様式をダウンロード	原票移管※3

#### ★ 事務処理について

「年金待機者登録」※1	将来の年金請求に備え、年金決定に必要な情報（組合員期間や報酬額情報等）を登録します。 手続きについては、任命権者からの資格喪失情報の提供に基づき、事務を進めますので、原則、組合員からの手続きは不要です。 登録後、共済組合本部からご自宅へ「年金待機者登録通知書」等が届きます。
「年金改定」※2	年金額を再計算し、在職による年金支給停止を解除します。 なお、必要に応じて年金決定等の必要書類を本人あてに送付する場合があります。
「原票移管」※3	転出先に大阪支部での年金加入記録を引き継ぎます。 (例) 知事部局職員、市町村教育委員会の職員、他府県の公立学校の教員、国立の学校職員
「履歴書」※4	共済組合で2部必要です。退職手当用と併せて作成し、各教育委員会等の指示に従い、各教育委員会等を通じて提出してください。👉 VI-6参照 <b>履歴書が必要</b> : 60歳以下の一般組合員の退職(資格喪失)・資格変動・転出及び公立大学。 <b>履歴書が不要*</b> : 再任用フルタイム勤務・任期付職員の退職(資格喪失)・資格変動・転出。 *履歴事項に行政処分等(禁錮以上の刑・懲戒・停職・退職手当の支給制限)がある方は、履歴書の提出が必要です。

### ② 死亡退職の場合

組合員が死亡した場合、その遺族に遺族厚生年金が支給されます。👉 VII-11参照

※遺族厚生年金を受けることができる遺族は、遺族の範囲と順位が定められています。

遺族厚生年金の請求は、履歴書が必要です。👉 VI-6参照

### ③ 短期在留外国人の資格喪失の場合

日本国籍を有しない年金受給資格期間10年未満の組合員が支給要件を満たす場合、脱退一時を請求できます。👉 VII-18参照

## 【履歴書の作成】

正規職員が一般組合員の資格を喪失する場合は、下記の「基本的な履歴書の流れ」を参考に、各教育委員会の案内に従って作成し、各教育委員会を通じて提出してください。

また、他共済や他支部へ「転出」する場合も、履歴書の提出が必要です。

### 履歴書の作成は、共済組合の年金用に2部必要です。

※通常は、退職手当用に1部・任命権者の控用に1部で合計4部必要です。

履歴事項に行政処分等(禁錮以上の刑・懲戒・停職・退職手当の支給制限)がある方は、正規職員以外の再任用フルタイム職員・任期付職員・12月超えフルタイム非常勤職員の方も履歴書を作成してください。

(年金の給付制限については👉VII-16参照)

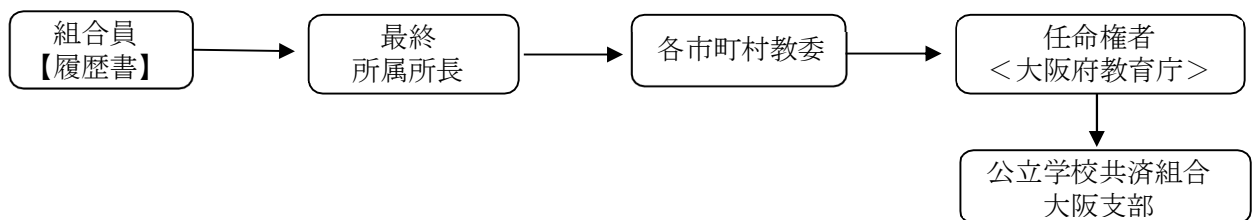
○履歴書の様式は、大阪支部ホームページからダウンロードできます。

○履歴書の記入例は、大阪支部ホームページ：手続きナビ➡様式集(諸用紙のダウンロード)➡長期給付関係(年金)の様式➡履歴書の記入例または記入要領を参照してください。

## ●基本的な履歴書の流れ

### A：市町村立学校が最終所属の方 <府費負担教職員に限る>

※ただし、大阪市立・堺市立・豊能地区3市2町(豊中市・池田市・箕面市・豊能町・能勢町)の学校は除く。



### B：上記を除く学校及び幼稚園が最終所属の方

#### ① 大阪府立学校



- ②
- 豊能地区3市2町(豊中市・池田市・箕面市・豊能町・能勢町)立小中学校・幼稚園等
  - 岸和田市立産業高等学校・東大阪市立日新高等学校<市費負担>
  - 市立幼稚園等



#### ③ 堺市立又は大阪市立学校

任命権者が履歴書を作成するため、組合員が履歴書を用意する必要はありません。  
ただし、大阪市における退職手当の請求には、履歴書の作成が別途必要です。

### C：上記A、Bを除く所属所が最終所属の方

任命権者が履歴書を作成するため、組合員が履歴書を用意する必要はありません。

- 大阪府教育庁の職員
- 大学の教職員


(3) 貸付金の償還手続き  IV-8ページ参照

(4) 退職後の給付

組合員が退職後、国民健康保険の被保険者又は家族が加入している医療保険の被扶養者(注1)の資格を取得した場合には、下表の給付に限って受けることができます。

(注1) 給付金が恒常的収入に該当し、他の医療保険の被扶養者としての認定基準を超える場合があります。給付を受けることで家族の医療保険の被扶養者になれない場合がありますので、退職後に加入される健康保険組合等へご確認ください。

任意継続組合員の資格を取得した場合は、下表の給付とは異なりますので「任意継続組合員のしおり」をご覧ください。

区分	支給要件	給付額	提出書類
出産費	組合員期間が1年以上あった者(注2)が、退職後6か月以内に出産したとき	500,000 円  ・産科医療保障制度加入機関において在胎 22 週以上で出産（死産含む）した場合  〔産科医療補償制度非加入機関〕での出産は、488,000 円	 III-3ページ参照
	※ 退職後に加入した健康保険組合等から同様の給付を受ける場合は給付されません。		
出産手当金	組合員期間が1年以上あった者(注2)が、出産予定日（出産日）が退職日から42日以内であるとき	支給開始日(注3)の属する月以前の直近の継続した12か月の標準報酬月額×1/22×2/3×日数 (日数は土曜日及び日曜日を除く。)  支給期間は下記※の期間	◇出産手当金請求書(暦月単位で請求) ・退職後に加入した医療保険証の写し ・退職月の出勤簿の写し
	※ 出産手当金の支給期間は、出産の日（出産の日が出産予定日後であるときには出産の予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は出産の日以前98日）から出産の日後56日までの間 ただし、退職日までの支給期間において、支給された報酬額が出産手当金の給付額を上回っていた場合は、出産手当金は支給されません。		
傷病手当金	組合員期間が1年以上あった者(注2)が、公務によらない傷病による療養のため、勤務に服することができず、退職日において次の①又は②に該当し、退職後も引き続き療養のため労務に服することができないとき  ①傷病手当金を受給中に退職した。  ②退職日が療養のため勤務に服することができなくなった日から4日目以降であり、かつ退職日において療養のため勤務していない。	支給開始日(注3)の属する月以前の直近の継続した12か月の標準報酬月額×1/22×2/3×日数 (日数は土曜日及び日曜日を除く。)  支給期間は1年6か月 (結核性の病気は3年)	◇傷病手当金請求書(暦月単位で請求) ・退職後に加入した医療保険証の写し ・年金証書の写し(年金受給者のみ) ※支給要件②の場合は、退職月の出勤簿の写し
	※ 老齢厚生(退職共済)年金、障害厚生(共済)年金、障害手当金及び障害基礎年金のいずれかの支給を受けることとなったとき以後は、傷病手当金の額が老齢厚生年金等の額を上回るときに、その差額を支給します。		
埋葬料	組合員が退職後3か月以内に死亡したとき	50,000 円	 III-28 ページ参照

(注2) 組合員期間の考え方は、任意継続組合員の加入要件と同様です。  VI-8ページ参照

(注3) 退職日の翌日から退職後の傷病手当金等を支給開始する場合は退職日となります。

## 2 任意継続組合員について

任意継続組合員制度とは、退職（任期满了）後、引き続き、在職中と同じように医療給付などの短期給付（休業手当金など一部を除く。）や福祉事業の一部を利用することができる制度です。年金制度への加入はありません。

**退職日まで引き続き1年と1日以上組合員※であった方が、退職日から20日以内に「任意継続組合員申出書」を提出し、かつ、掛金を払い込むことにより、退職後、最長で2年間任意継続組合員になることができます。**

ただし、退職日時点で年齢が75歳以上の方は、後期高齢者医療制度の適用となるため、申出できません。

また、任意継続組合員期間中においては、申出により、任意継続組合員でなくなることができます。詳細については、「任意継続組合員証」等の送付時に「任意継続組合員のしおり」を同封しておりますので、そちらをご確認ください。

※「1年と1日以上 of 組合員期間」には、公立学校共済組合以外の公務員共済の組合員期間も含まれます。

※「1年と1日以上 of 組合員期間」には、公立学校共済組合等の任意継続組合員であった期間は含まれません。

### (1) 任意継続組合員の申出期間

- ・ 事前申出(在職中)：例年2月中旬頃まで
  - ・ 事後申出(退職後)：退職日から20日以内
- 年度末退職者については、事前申出期間があります。  
詳細は、例年1月末頃の所属所へ送付する通知文及び大阪支部のホームページ(期間中のみ掲載)を確認してください。

### (2) 提出書類

- ・ ◎「任意継続組合員申出書」(退職時の所属所長の受付印等が必要)
  - ・ 組合員証
  - ・ 組合員被扶養者証
  - ・ 高齢受給者証
  - ・ 「限度額適用認定証」又は「特定疾病療養受療証」
- 交付者のみ

### (3) 任意継続組合員の被扶養者について

在職中から認定されている被扶養者が要件を満たしている場合は、引き続き認定を継続します。ただし、被扶養者の要件がなくなる場合は、下記のいずれかの手続きが必要です。

- ・ 「任意継続組合員申出書」を提出の際に、申出書内に被扶養者の認定を取り消す対象者の氏名を明記してください。
- ・ 「任意継続組合員証」等の到着後、「任意継続組合員のしおり」内の様式「任意継続被扶養者取消申告書」及び確認書類を提出してください。

### (4) 国民年金への加入手続きについて

任意継続組合員制度には年金制度への加入はありませんので、任意継続組合員は、国民年金第2号被保険者の資格を喪失します。同様に、国民年金第3号被保険者であった被扶養者(配偶者)は、その資格を喪失します。

20歳以上60歳未満で日本国内に住所のある方は、国民年金第1号被保険者として国民年金に加入する必要がありますので、各自お住まいの市区町村の国民年金担当課で手続きをしてください。

なお、年金資格の喪失の証明には任意継続組合員証または被扶養者証を提示してください。任意継続組合員(被扶養者)として資格が継続している方に当共済組合の「資格喪失証明書」の交付はできません。

#### 参考：(国民年金被保険者の種類)

種類	対象者
第1号被保険者	日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の者(第2号、第3号被保険者を除く。)
第2号被保険者	厚生年金第1～4号保険の被保険者(社会保険加入の会社員や公務員)
第3号被保険者	65歳未満の第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の者



#### (4) 任意継続組合員の掛金額について

令和6年4月1日現在

区分	任意継続組合員の掛金率
短期	93.2/1000
介護	15.92/1000

##### ア 40歳以上65歳未満の方

任意継続掛金標準額×短期任意継続掛金率 + 任意継続掛金標準額×介護任意継続掛金率  
〔円未満の端数切り捨て〕

##### イ 40歳未満又は65歳以上の方

任意継続掛金標準額×短期任意継続掛金率  
〔円未満の端数切り捨て〕

任意継続掛金標準額は、次の(ア)又は(イ)のうち低い方の額です。

##### (ア) 退職時の標準報酬月額

退職した月の掛金の標準となった標準報酬月額をいいます。

##### (イ) 平均標準報酬月額

公立学校共済組合の全組合員の毎年9月30日における標準報酬の月額の平均額（令和6年度は380,000円）です。

#### (5) 掛金の払込みについて

ア 掛金の払込方法は、次の「前納払込み」か「毎月の払込み」のいずれかを選択してください。  
なお、掛金額は年度ごとに、選択した払込方法でご案内します。

前納払込み	払込方法	振込依頼書（共済組合発行）
-------	------	---------------

払込期限までに払い込むと、割引の適用を受けられます。  
以下の内容は、年度末退職の方を対象としています。

##### 事前申出の場合

前納払込期間	月数	払込期限
4月分～翌年3月分	12か月	3月31日
4月分～9月分 10月分～翌年3月分	6か月 6か月	3月31日 9月30日

##### 退職後に申出の場合

前納払込期間	月数	払込期限
4月分（割引無し）	1か月	4月19日
5月分～翌年3月分	11か月	4月30日
4月分（割引無し）	1か月	4月19日
5月分～9月分	5か月	4月30日
10月分～翌年3月分	6か月	9月30日

毎月の払込み

振込方法

口座振替又は振込依頼書

(ア) 口座振替は、りそな銀行の指定預金口座より当該月の前月 25 日(銀行休業日の場合は繰下げ)に行います。ただし、年度末退職者のみ利用可能です。

新たに任意継続組合員となった方の初回の口座振替は、7 月分の掛金(6 月 25 日)からです。4 月～6 月分の掛金は、振込依頼書による払込みが必要です。

(イ) 振込依頼書による払込みの場合、払込期限は任意継続組合員資格を継続しようとする月の前月末日までです。払込期限までに払込まないと、翌月から資格を喪失します。

なお、初回の払込期限は退職の日から起算して 20 日以内です。

イ 月の中途に任意継続組合員資格を取得した場合は、その月から掛金が必要です。

ウ 任意継続組合員資格を取得した月に資格喪失した場合、当該月分の掛金が必要です。

### (6) 福祉事業について

任意継続組合員が利用できる福祉事業は現職の組合員と異なります。下表をご参照ください。

詳細は任意継続組合員証交付時に配付する「任意継続組合員用 厚生事業のしおり」をご確認ください。

利 用 可 能	利 用 不 可
○健診事業(共済健診) ※自己負担額は現職の組合員と異なります。 ○特定健康診査・特定保健指導(年度末年齢 40 歳以上 75 歳未満の方) ○相談事業(無料法律相談、大阪メンタルヘルス総合センターによるメンタルヘルス相談、近畿中央病院によるメンタルヘルス相談・セカンドオピニオン) ○トレーニング施設利用助成	○厚生施設宿泊利用補助 ○会食利用補助 ○長期組合員退職記念事業 ○結婚式場利用補助 ○法要利用補助 ○ベビー用品配付事業 ○[本部事業]による各種相談事業(近畿中央病院による相談を除く。)

## 3 宿泊施設特別利用者証について ※これは宿泊補助制度ではありません。

退職後、公立学校共済組合直営の宿泊施設・保養所を利用される場合に、「宿泊施設特別利用者証」を施設に提示することで、一般料金と比較して若干有利な組合員料金で利用できます。この利用者証で家族の方(配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹)も組合員料金で利用できます。

また、他の共済組合が経営する宿泊施設を利用される場合でも、「宿泊施設特別利用者証」を施設に提示することで、当該共済組合の組合員等と同一又はそれに準ずる宿泊料金で利用できます。ただし、家族の方は一般料金となります。

\* 退職予定者のうち、希望される方へ小冊子「やすらぎの宿」とともにお渡しします。「宿泊施設特別利用者証」は小冊子に挟んでいる白い台紙に貼付していますので、剥がして氏名を記入のうえ、ご利用ください。

なお、クレジットカード機能の付帯した「公立共済メンバーズカード(※)」には「宿泊施設特別利用者証」の機能があります。

※公立共済メンバーズカード： 組合員・退職者・年金受給者の利便性と宿泊施設利用促進のためのカードです。  
 問合せ：公立共済メンバーズデスク：0120-258-678(フリーダイヤル)  
 受付時間：9時30分～17時30分  
 インターネットでオンライン申込も可能 ⇒ <https://www.kouri.tuyasuragi.jp/memberscard/>